

●お申し込みについて

- ・15才未満の方もしくは中学生以下の方は保護者の同伴を条件とさせていただきます。
- ・未成年者（20才未満）のお一人又はご友人同士での参加、及び親権者以外の方とご同行される場合は、保護者の参加同意書のご提出をお願い申し上げます。
- ・添乗員は同行いたします。
- ・最少催行人員は20名様です。※こども旅行代金は小学生（旅行開始日当日を基準）の方に適用となります。
- ・同行者の取消しにより催行条件を満たしていない場合は、参加者全員が自動的に取消扱いとなり所定の取消料がかかりますので、ご了承ください。
- ・ツアーのお楽しみ、ポイント等のご利用されない場合でも払い戻しはいたしません。
- ・食事条件は旅行代金の中に含まれている食事を表示しています。下記は食事の凡例です。
☐=朝食、夕=夕食、□=付いていません。
- ・お申し込みの締め切り日について：8月31日までに申し込みください。
※但し、店舗休業日等により異なる場合があります。
- ・旅行期間は、2泊3日となります。

お申し込みのご案内（お申し込みいただく前に、この頁のご案内とご注意を必ずお読みください。）

お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は、田辺産業技術専門学院（和歌山県田辺市新庄町1745-2和歌山県知事登録 旅行業2-〇〇号。以下「当学院」という。）が、企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当学院と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終旅程表と称する確定書面及び当学院旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。なお、下記旅行条件書と別途お渡しする旅行条件書（全文）に記載された条件との相違がある場合は、下記旅行条件が適用されます。

●旅行お申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当学院が、予約の承諾の旨通知した翌日から起算して、3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
- (3) 旅行契約は、当学院が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お申込金（おひとり） 20,000円となります。（お子様は10,000円となります。）

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前（お申し込みが間際の場合は当学院が指定する期日までに）にお支払いください。また、お客様が当学院提携カード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

- (1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料（おひとり様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21日目にあたる日以前の解除 無料
	2) 20日目にあたる日以降の解除（3～6を除く） 旅行代金の20%
	3) 7日目にあたる日以降の解除（4～6を除く） 旅行代金の30%
旅行開始の前日	4) 旅行開始の前日の解除 旅行代金の40%
	5) 当日の解除（6を除く） 旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加 旅行代金の100%

※船舶を利用する旅行については上記の表によらず、コースページ内に記載する取消料に拠ります。

※お客様のご都合による出発日及びコースの変更、運送、宿泊機関等行程中の一部変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊料、食事代、及び消費税等諸税。われらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

●特別補償

当学院は、当学院または当学院が手配を代行させたものの故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、保証金または見舞金を支払います。なお、手荷物の損害に対して補償金を支払うべき保険契約がある場合は、当学院は、当学院の支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

- ・死亡補償金：1500万円・入院見舞金：2～20万円・通院見舞金：1～5万円
- ・携帯金損害補償金：お客様1名につき～15万円（ただし、補償対象品1個当たり10万円を限度とします。）

●幼児代金について

- ・満3才から5才の幼児については、航空代金が必要となります。
- ・幼児（3～5才）代金には航空運賃料金・添い寝宿泊代が含まれております。寝具・食事等をご希望される場合は宿泊箇所に直接お問い合わせください（料金がかかる場合は現地払い）。また別途、幼児施設使用料として、宿泊箇所により料金がかかる場合がございます（現地払い）。
- 宿泊について
 - ・客室は利用人数により、同一グループで同タイプの客室、となり同士の客室、同一フロアとならない場合がございます。
- 食事について
 - ・食物アレルギーに関して必ずお申し込み時に係員までお申し出ください。ご旅行中は厳密な「アレルギー物質除去食」の提供はできません。アレルギー対応で追加料金が発生する場合、現地払いとなります。
- 車椅子ご利用のお客様、身体障害者補助犬について
 - ・ご利用のお客様は必ずお申し込み時に係員にお申し出ください。

●お客様の責任（抜粋）

お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載されたサービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を乗務員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申し込み店に申し出なければなりません。

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当学院提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」という）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」という）を条件に申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行者により当該取引が出来ない場合があります。また取り扱いのできるカードの種類も受託旅行者により異なります。）

- (1) 契約成立は、当学院が電話または郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき）とします。また申し込み時には「会員番号・カード有効期限」等を通知していただきます。
- (2) 「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日を言います。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。（ただし、契約解除依頼が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当学院は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼の翌日から起算して7日以内をカード利用日として払い戻します。）
- (3) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申し込み店の販売員にお問い合わせください。

●事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申し込み店にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について

当学院および販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊約款等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当学院および販売店では、①当学院および当学院と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2019年11月を基準としています。また、旅行代金は2019年11月現在の有効な運賃・規則を基準としています。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。

旅行企画・実施



田辺産業技術専門学院

和歌山県知事登録旅行業第2-〇〇号 全国旅行業協会正社員

和歌山県田辺市新庄町1745-2 〒646-0011



保証会員



公正取引
協議会 会員